新型期日指定定期預金規定

北海道銀行

1. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、通帳または定期預金証書(以下、「証書」といいます)表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(通帳または証書表面記載の据置期間満了日)から通帳または証書表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書表面記載の「中間利払利率」または「利率(2年 未満)」の利率
 - ② 2年以上 通帳または証書表面記載の「利率」または「利率(2年以上)」 の利率(以下「2年以上利率」といいます)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第10条第1項、同第4項または同第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月末満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約(満期日自動解約を除きます)または書替継続するときは、当行所定の払 戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。 ただし、満期日自動解約によらない預金で、元金に利息を加えて書替継続するとき、記 名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (2) この預金の一部の金額を解約するときは、当行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上 (2020.04)